基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書

学校共済以外用

　宮城県　　　　　　　　　　においては，基礎年金番号等の取得及び利用について下記のとおり取り扱います。個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「法」という。）第2条第3項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に加入を希望する職員は，下記の内容に同意した上で，署名・捺印をお願いします。

記

１　利用目的

　　個人型確定拠出年金に関する事務運営に当たって，次に掲げる事項について，当該目的の達成に必要な範囲で個人情報を取得し，利用します。

年金手帳の写し等により取得した本人の基礎年金番号等について，法及び法第56条に定める個人型年金規約に基づき，下記のイ～ハの事務処理に必要な範囲で基礎年金番号等を利用します。

イ　法第62条第1項の規定による申出に当たって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）第39条第2項に掲げる書類の作成

　　　ロ　同規則第45条第1項及び同条第2項の規定による届出書の作成

　　　ハ　法第71条に規定する個人型確定拠出年金加入者の掛金の源泉控除の実施

２．当該情報の取扱いに関する照会先

　　　宮城県

　　　電話番号

上記の取扱いについて同意します。

令和　　　年　　　月　　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

所属収受印

職員番号